

7. 議事概要

午前10時00分開会、定款第42条により二宮理事長が議長となり、理事の現在数3名のうち3名が出席しており、本理事会は有効に成立していることを確認した後、開会を宣した。

なお、議事録署名人は、定款第46条第2項により、二宮理事長と柳澤監事となることを確認した。

(1) 議案審議

第1号議案 2019年度事業報告及び決算の件

柴田専務理事より、2019年度事業報告、及び決算については、定款第10条、経理規程第41条の定めによる決算書類一式を作成の上、監事監査及び財務諸表等に関する会計監査人の監査を受けたことから、決算書類一式を本理事会に諮ること、本理事会で承認いただいた後は、評議員会への報告を経て、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を6月末迄に内閣府に報告すること等の説明があった。

続いて大川総務部長より、事業報告書に関して、公募説明会を全国で実施したこと、採択された団体と資金提供契約の締結に向け確認すべき事項を丁寧に調整してきたこと、プログラム・オフィサー育成研修を開催し評価実施に向けたワークショップを実施したこと、資金分配団体の候補となり得る団体との対話や企業連携を進めてきたこと等の説明があった。

続いて事務局より、決算財務諸表等に関して、受取交付金収入、事業活動支出等の経常増減の計上額、ソフトウェア等の固定資産の計上額、特定資産として災害支援積立資産、ソフトウェア取得積立資産、運用資金を財務諸表記載の金額で積み立てること等の説明があった。

これに対する質疑応答は以下の通り

➤ (逢見理事) 事業報告にある「資金分配団体となり得る団体との対話」に関連して、2019年度に採択されなかった空白地域への対応が必要かと思うが、今後どのように取り組みを行っていくのか。

(大川総務部長) 地域の枠に縛られ過ぎないように、県域での活動も認めるなど間口を広げる対応を行っており、情報発信と対話を通じ、資金分配団体の掘り起こしを図っていききたい。

(鈴木事務局次長) これまでも資金分配団体の掘り起こしを行ってきたところであるが、空白地域については特に重点的に NPO 中間支援組織、コミュニティ財団、企業系財団に働きかけている。定款上、県内活動に限定されている団体もあるため、県域に限定した活動でも可能とする扱いとしており、今後も多くの団体と接点を持ち、掘り起こしの取り組みを行っていききたい。

(二宮理事長) 立法趣旨に沿った活動を広げていく観点からも、引き続き事務局における取り組みをお願いしたい。

以上の質疑応答の後、決をとったところ、異議なく可決承認された。

第2号議案 評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項の決定の件

柴田専務理事より、定款第18条により、評議員会は定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催する必要がある、この評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的に関する開催案は理事会決議事項であることから、本議案を諮ることについて説明があり、審議の結果、異議なく可決承認された。

第3号議案 審査会議規則の改正の件

柴田専務理事より、新型コロナウイルス対応緊急支援助成事業における審査会議の持ち方を審査会議規則の附則に定めること、2020年度事業計画における審査方法の変更（審査対象となる団体名称を事前に審査委員に開示する）を踏まえ審査会議規則の改正を行うことについて説明があった。

これに対する質疑応答は以下の通り

- （逢見理事）コロナ緊急支援助成については、休眠預金制度を広めていく上で真価が問われるものと思う。また、全国各地で活動が困難となっている実行団体に対し、スピーディーに資金を届ける観点から事務面も含めて対応を進めてほしい。
- （大川総務部長）社会課題の解決にあたり困難な事態に直面している団体へ迅速に助成金を届けられるよう対応していきたい。また、広告体制を充実し助成の成果も広くお知らせしていきたい。

以上の質疑応答の後、決をとったところ異議なく可決承認された。また規則の改正について軽微な修正が必要な場合は、これを二宮理事長へ一任することについても承認された。

8. 報告事項

（1）業務運営の状況全般について

大川総務部長より、新型コロナウイルス対応緊急支援助成に関して、12日の公募締め切り以降スピーディーな対応をすべく準備していること、緊急事態宣言以降、在宅勤務を実施しているが、多様な働き方のもと成果を創出する機会ととらえていること、業務の質と量の増加に対して、職員採用と派遣職員追加、及び多様な働き方を組み合わせ効果的な事業運営体制を構築していくこと等の報告があった。

続いて、鈴木事務局次長より、企業連携の事例として、子どもの貧困課題解決のために活動する資金分配団体と、牛井チェーンを全国展開する企業との連携が進んでおり、企業連携の実証モデルができつつあるとの報告があった。

以上をもって、第23回理事会の議事がすべて終了したので、議長は議場にその協力を感謝し、午前10時45分、閉会を宣言した。

上記の議事の経過およびその結果を確認するために、議事録署名人は、次に記名押印する。

2020年 月 日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

議事録署名人（理事長） 二 宮 雅 也 ⑩

議事録署名人（監事） 柳 澤 義 一 ⑩

以 上